

小児慢性特定疾病医療費助成の更新申請手続きについてのご案内

更新受付期間 令和7年12月1日(月)～令和8年3月31日(火)

※時期が近付きましたら、改めてご案内および記入様式を郵送する予定です。

今回は、ご案内(本書)と「医療意見書作成依頼票」のみ同封しています。

- 現在の受給者証の有効期限は令和8年3月31日です。以降も助成を希望される方は、必要書類をそろえて保健所へ提出してください。なお、更新申請をされるかどうかにつきましては、任意であることを申し添えます。
- 県庁での医療意見書の審査および交付までに2か月以上かかります。4月1日までに受給者証をお届けするために、**令和8年1月末までに申請をお願いします。**
※2月以降の申請の場合、4月1日までに発行されません。また、審査状況によっては、12月1月の申請でも、4月1日までに発行されない場合がありますので、ご了承ください。
- 令和8年4月1日以降は、更新の受付はできません。改めて新規申請していただくこととなります。
- 申請時に患者が18歳以上の場合、申請者は患者本人となります。また、18歳以上の方は新規申請ができませんので、継続希望の場合は必ず更新期間内にお手続きをお願いします。
- 半田保健所 または 美浜駐在で申請手続きをしてください。

申請の際に必要な書類

全員に必要な書類

氏名、住所等を予め印刷した申請書を用意しています。
②～⑦の書類が揃いましたら、保健所へお越しください。
申請書は当日その場でご確認ください。

- ① 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書(保健所でお渡しします。)
- ② 医療意見書(診断書、記載から概ね3か月以内のもの。主治医(指定医)へ依頼していただく際、同封の「医療意見書(診断書)作成依頼票」を記入の上、お渡しください。)
- ③ 世帯全員の住民票の写し(原本)(住民票上の「世帯全員」、「続柄」が記載され、発行から3か月以内のもの)※マイナンバー入りの場合、「⑥個人番号確認書類」と兼ねることができます。
- ④ 世帯調書 ※個人番号(マイナンバー)の記入をお願いします。
- ⑤ 公的医療保険(健康保険)の加入状況が確認できる書類(原本及びコピー)
- ⑥ 個人番号(マイナンバー)確認書類 ※必須です
- ⑦ 令和7年度の市町村民税の課税状況が確認できる書類(原本)
- ⑧ 現在お使いの受給者証

④から⑦の
提出範囲については、
「裏面」をご確認ください。

該当者のみ必要な書類

- ⑨ 自己負担上限額管理表または領収書(申請月より過去1年間の医療費を確認できるもの)
- ⑩ 研究等への利用についての同意書
- ⑪ 重症患者認定申告書(様式第3号)および、身体障害者手帳・療育手帳等の写し
- ⑫ 人工呼吸器等装着者証明書(様式第4号) ※医師作成の書類です
- ⑬ 同一世帯に他に指定難病又は小児慢性特定疾病の受給者がいる場合、その受給者証の写し
- ⑭ 市町村民税非課税世帯で申請者の年収が80万円以下の方のみ提出する「収入を証明する書類」
- ⑮ 高額療養費所得区分確認のための同意書(保険変更がある場合。保健所でお渡しします。)
- ⑯ 県外の医療機関で受療する方は、所在地が確認できる書類(受診券など)
- ⑰ 血友病患者の方は、特定疾病療養受領証および同意書②

〈問い合わせ先〉

半田保健所 総務企画課 電話 0569-21-3341

半田保健所 美浜駐在 電話 0569-82-0078

<裏面> ④⑤⑥⑦の提出範囲について

「④世帯調書」に記入する方、「⑤公的医療保険の加入状況の確認書類」・「⑥個人番号確認書類（マイナンバーカード等）」・「⑦市町村民税の課税状況確認書類」の提出が必要な方について、患者が加入する医療保険の種別によって異なります。**下表に該当する全員分**をお願いします。

国民健康保険 (国保組合含む)	申請者（保護者）と患者および、患者と同じ国保に加入している方全員分 ※「⑦市町村民税課税状況確認書類」について、国保組合（愛知建連国民健康保険組合等）の場合は中学生以下の方も提出必須です。市町村国保の場合、中学生以下は省略可能です。
被用者保険 (共済等含む)	被保険者と患者 ※「⑦市町村民税課税状況確認書類」は、被保険者のみ必要です。 ※保護者が被保険者で非課税かつ患者が18歳に達している場合は、患者本人の収入を証明する書類（所得(非)課税証明書）が必要です。 また、患者本人が被保険者で非課税かつ患者が18歳未満の場合は、保護者の収入を証明する書類（所得(非)課税証明書）が必要です。 ※被保険者と申請者(保護者)が異なる場合、申請者は⑥のみ必要です。 ※被扶養者が「⑬世帯按分」に該当し申請する場合、その方は④⑤⑥が必要です。

④ 世帯調書

上表に該当する方全員を記入してください。国民健康保険（国保組合含む）加入の場合は世帯全員、被用者保険（共済等含む）加入の場合は被保険者の**個人番号(マイナンバー)を正確に記入してください。**

⑤ 公的医療保険（健康保険）の加入状況が確認できる書類（資格確認書等）

上表に該当する方全員分を提出してください。「公的医療保険の加入状況が確認できる書類（**資格情報のお知らせ**」もしくは**「資格確認書」**）」をご用意ください。

※ マイナ保険証（健康保険証の利用登録が行われたマイナンバーカード）をお持ちの方で、万一、「資格情報のお知らせ」等をお持ちでない方につきましては、**個人番号を利用した情報連携**（行政機関等同士が専用のネットワークシステムを用いて、行政手続きに必要な情報をやり取りすること）により、「公的医療保険の加入状況が確認できる書類」の提出を省略可能とする予定です。（※R7.1月時点の情報です。）



県ホームページ：「小児慢性特定疾病医療費助成制度の概要について」にて、随時最新情報をお知らせします↑

⑥ 個人番号の確認に必要な書類

1. 記載していただいた個人番号(マイナンバー)を確認しますので、次のいずれかの書類をお持ちください。（写しでも可）

ア. 個人番号(マイナンバー)の記載が必要な方 全員の個人番号が記載された住民票の写し

イ. 個人番号(マイナンバー)の記載が必要な方 全員の個人番号カード

ウ. 個人番号(マイナンバー)の記載が必要な方 全員の通知カード（住民票と記載事項が一致するもの）

③「世帯全員の住民票の写し」
(続柄あり、3か月以内のもの)
と兼ねることができます。

2. 申請に来られた方の身元を確認しますので、次のいずれかの書類をお持ちください。

I 個人番号カード

II 運転免許証、運転経歴証明書等

III 公的医療保険の被保険者証（資格確認書）、児童扶養手当証書、特別児童手当証書など2つ以上

3. 申請時に個人番号を確認する書類及び身元を確認する書類を持参できない場合、後日郵送で各確認書類の写しを郵送してください。受理した各確認書類の写しは、確認後、廃棄させていただきます。

4. 申請書に記載されている申請者でない方が申請に来られる場合、委任状が必要になります。代理人の身元が確認できる書類（2. と同様の書類）をご提示ください。

役場で取得される場合、
課税の方:令和7年度所得・課税証明書
非課税の方:令和7年度非課税証明書・収入金額記載有り
とお伝えください。

⑦ 令和7年度市町村民税の課税状況が確認できる書類

表に該当する方全員について、次のいずれかの書類を提出してください。

ア. 令和7年度市町村民税(非)課税証明書(原本) (役場の税務課で取得できます。)

イ. 令和7年度給与所得等に係る特別徴収税額決定通知書(原本)

(給与所得の方は5月頃勤務先より配布、年金所得者の方は6月頃自治体より郵送されています。)

2カ所以上から配布されている場合には全て提出してください。)

ウ. 令和7年度市町村民税の税額決定・納税通知書(原本)

- **源泉徴収票・所得税の確定申告書**では受付できませんのでご注意ください。
- 1月1日時点において指定都市(名古屋市等)に住所を有していた方については、上記アの「市町村民税(非)課税証明書」を提出してください。
- 生活保護受給の場合は、生計を一にする全員が記載された生活保護受給証明書を提出してください。
(市町村民税額証明は必要ありません。)
- 血友病等の方は所得を証明する書類は必要ありません。

<参考>

階層区分	階層区分の基準		患者負担割合：2割		
			自己負担上限月額 (外来＋入院＋薬代＋訪看等)		
			一般	重症 (※1)	人工呼吸器等 装着者 (※2)
生活保護 (A)	①生活保護受給者 ②血友病患者 ③中国残留邦人対象世帯 ④境界層減免対象世帯		0		
低所得Ⅰ (B1)	市町村民税 非課税世帯	申請者の年収 80万9千円以下	1,250		500
低所得Ⅱ (B2)		申請者の年収 80万円9千円超え	2,500		
一般所得Ⅰ (C1)	市町村民税課税以上 所得割 7.1 万円未満		5,000	2,500	
一般所得Ⅱ (C2)	市町村民税 (所得割) 7.1 万円以上 25.1 万円未満		10,000	5,000	
上位所得 (D)	市町村民税 (所得割) 25.1 万円以上		15,000	10,000	
入院時の食事療養費			1／2自己負担		

※1 「重症」とは、次の①又は②に該当する方です。

- ① **高額治療継続者** : 医療費総額が5万円/月を超える月が年間6回以上ある場合。
- ② **重症患者認定基準** : 「①重症申告書」の「基準1」または「基準2」に該当する場合。

※2 「人工呼吸器等装着者」とは、人工呼吸器又は体外式補助人工心臓を常時使用している方が対象です。

該当者のみ必要な書類

⑨ 自己負担上限額管理票または、医療費申告書及び領収書（診療明細が分かるもの）

高額医療継続者（医療費支給認定後の医療費総額が 5 万円／月を超える月が年 6 回以上ある方）を希望される場合は提出してください。

⑩ 研究等への利用についての同意書

同意いただける場合はご提出ください。なお、本書は任意であり、同意されない場合についても医療費助成の可否に影響を及ぼすものではありません。また、同意はいつでも撤回することができます。

⑪ 重症患者認定申告書（様式第 3 号）

主治医とご相談いただき、重症認定基準に該当し、申告する場合は提出してください。その際、重症認定基準に該当することが確認できる書類（身体障害者手帳・療育手帳等）もあればご持参ください。新たに申告される方はご連絡ください。

⑫ 人工呼吸器装着者証明書（様式第 4 号）

本証明書は医師に記入していただくものです。該当の方には同封しておりますが、新たに該当になった方はご連絡ください。

⑬ 同一世帯に他に指定難病、小児慢性特定疾病の受給者がいる場合、その方の受給者証の写し

医療保険上の同一世帯内に患者以外に指定難病、小児慢性特定疾病の受給者がいる場合、自己負担上限月額が軽減される世帯按分特例の申請が可能です。その方の受給者証の写しの提出と、「④世帯調書」に記入の上、記載された個人番号確認のため「⑥個人番号確認書類」も提出してください。

⑭ 市町村民税非課税で申請者の年収が 80 万以下の方のみ提出する「収入を証明する書類」

階層区分を「低所得Ⅰ」で認定を受ける場合は、申請者の収入を証明する書類が必要です。申請の際に次の書類のうち該当するもの全ての金額を証明する書類を提出してください。

- 地方税法上の合計所得金額、所得税法上の公的年金等の収入額を証明する書類

（非課税証明書で合計所得金額及び公的年金等の収入額が確認できる場合は不要です。できない場合は所得証明書を用意してください。）

役場で取得する際、「非課税証明書・収入金額記載有り」とお伝えください。

- 以下の給付による収入を証明する書類

- ・障害年金、遺族年金、寡婦年金
- ・労災障害補償給付
- ・特別児童扶養手当
- ・障害児福祉手当
- ・特別障害者手当
- ・国民年金法等の一部を改正する法律附則第 97 条第 1 項の規定による福祉手当

⑮ 高額療養費所得区分確認のための同意書（公的医療保険の加入変更の場合のみ）

公的医療保険の加入状況に変更がある場合、以下の書類を申請の際に提出してください。

★血友病患者の方で特定疾病療養受療証をお持ちの方は必要ありません。

市町村 国民健康保険	同意書①	
業種別 国民健康保険組合	同意書①	組合員、世帯全員の市町村民税（非）課税証明
被用者保険	同意書①	非課税世帯の場合は、被保険者の市町村民税非課税証明

※血友病患者の方は、市町村民税（非）課税証明を同意書②に持って代えることができます。

⑯ 受療医療機関が確認できる書類（県外の医療機関を受療される場合）

領収証や診察券のコピーなどその名称及び所在地のわかるものを提出してください。

⑰ 特定疾病療養受領証

血友病患者の方で特定疾病療養受領証をお持ちの方は持参してください。